

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 / FAX 法律・税務共通：06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> (2024年7月発行)

## 暑中お見舞い申し上げます

今年も、8月15日、79回目の終戦記念日を迎えます。

私が小学校低学年のころ、私の田舎でも、足や手を失い松葉づえをついている人を見ることがあり、両親に戦争でけがをした人だと教えられ、後に傷痍軍人という言葉を知りました。

今、ウクライナやパレスチナから送られて

くる映像を見ると、あの幼いころを思い出します。今放送されているNHKの朝のドラマでも、街角に立つ傷痍軍人に、市民がお金を渡している姿が放映されていました。多くの命が失われる中で、生き残ったことだけでも幸いなのですが、人が人の命を奪うことが賞賛され、人間の心が失われる戦争は、一刻も早く無くさなければなりません。

広島や長崎で、一瞬で、20万人の命を奪った核爆弾は、今でも世界に1万2500発も保有され、ロシアのプーチン大統領は、核使用も辞さずと宣言しています。

軍備を増強することが、戦争を抑止し、平和が守られるのだという意見もあり、日本は軍事費を大増強して、まさにその道を歩んでいます。

しかし、一方が増強すればもちろん相手も増強し、限らない軍拡競争になり、最終的には戦争になるというのは、歴史が証明しています。そしてその費用は、国民生活を圧迫することも明らかです。平和を守るためには何が必要なのか、私たちの一人一人に課せられた課題です。

2024年 盛夏



▲パリ エッフェル塔 2024年3月

### 日本国憲法 9条 1項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

弁護士 山口 健一 弁護士 藤澤 諒祐  
弁護士 山口 昌之 弁護士 松田 七海  
弁護士 東 尚吾 税理士 山口 裕之  
弁護士 藤原 智絵 事務局一同

日本は、

# 「死の商人」になってはいけない

弁護士

山口 健一

日本では平和憲法の下で、武器を製造したり輸出したりすることは禁止されてきました。日本国憲法の前文はこのことを明確に述べています。

\* \*

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」

\* \*

1976年、当時の三木内閣は、武器の輸出を原則として認めず、また武器製造関連設備の輸出についても武器の輸出に準じて取り扱うとしていました。

これを、武器輸出三原則といいます。

「武器の輸出」については、平和国家としてのわが国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後ともこの方針によって処理するとし、その輸出を促進することはしないと宣言していたのです。

ところが、2014年、安倍内閣は、「国家安全保障戦略において、原則として武器の輸出を禁じてきた武器輸出三原則を見直す」として、輸出禁止国に該当せず、第三国移転をしないと約束が出来た場合には、原則として武器輸出を認めるとして、「防衛装備移転三原則」を閣議決定しまし

た。これによって武器輸出三原則は原則と例外が反対になり、武器輸出ができるように改悪されたのです。

さらに岸田内閣では、2023年、防衛装備移転三原則をさらに改定。

銃や砲台、弾薬などのいわゆる殺傷兵器の輸出を承認。そして、イギリス、イタリアと日本で共同開発する次期戦闘機までも輸出できるよう閣議決定したのです。

戦闘機というのは、当然人を殺傷する高度な兵器です。この武器の輸出が解禁されるということになれば、当然通常の兵器はすべて輸出が認められることになります。

しかも、この間の防衛整備移転計画の相次ぐ改定は、国会での議論はほとんどなく、閣議決定だけで、政策変更されました。

\* \*

「死の商人」という言葉があります。戦争を利潤獲得の手段として、兵器などの軍需品を生産販売して、巨大な利益を得る人物や組織のことを指します。

今、日本政府は、軍需産業を育成し、世界の人々を殺すための武器を製造し販売して巨大な利益を得ようとしているのです。これが、憲法の平和主義に反することは明らかです。日本の国家財政が、世界の人々を殺すための武器で豊かになる、そのために、何の罪もない一般市民の命が奪われる。

そんな世界を想像したくもないし、決して許してはいけないのです。世界で頻発する戦争で多くの人たちの命が奪われる。その命を奪う武器を輸出して利潤を得る「死の商人」に日本がなってはならないのです。

今こそ平和憲法の理念に基づいて決定された、武器は輸出しないという武器輸出三原則に戻って、平和国家を守っていくことが大切だと思います。





## 再審とは

確定した刑事裁判の判決が間違っていたということで覆る、そんなことが世の中にあるのでしょうか。答えは、あります。実際に確定判決によって刑務所で服役した方が、やり直しの裁判で無罪になるということが現実にあります。やり直しの裁判のことを「再審」と言い、近時よくニュースで取り上げられています。

再審の手続は、刑事訴訟法の中の一部に定められており、再審法と呼ばれていません。

## 袴田事件

令和6年5月22日、「袴田事件」の再審公判が結審しました。9月26日に判決が出される予定です。ほぼ間違いなく無罪判決が出される見込みです。

袴田事件とは、昭和40年に発生したミソ製造工場の専務宅で発生した一家4人の殺人事件であり、袴田巖氏が昭和41年に殺人の罪で逮捕されました。袴田氏は最後まで争いましたが、死刑判決が確定しました。その後、再審手続を経て、平成26年に再審開始及び死刑の執行停止の決定がなされるまで、約48年にもわたり身体拘束を受け続けてきました。身体解放後も再審の手続は続き、既に袴田巖氏は現在88歳、事件発生から実に58年の月日が流れました。

## 現行の再審法の問題点

再審法は、条文もわずかしがなく、大きな不備があることが指摘されていますが、主なものは次のとおりです。

①再審事由が厳し過ぎる……再審を開始するには、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」が必要とされており、極めてハードルが高くなっています。これが、本来救われるべき人が救われない結果を生み

出しています。

- ②証拠開示の規定の欠如……再審の決め手は証拠開示です。通常審では、証拠開示の手続がかなりルール化されていますが、再審法には一切規定がありません。ですので、担当する裁判所によって、積極的に検察官に証拠開示を促すかにはばつきがあり、その結果開示される範囲が大きく異なり（いわゆる再審格差）、公正な手続が保障されていません。
- ③検察官による不服申立……袴田事件もそうですが、多くの再審事件で手続が極めて長期間に及んでいます。その大きな理由の一つが、検察官による不服申立が繰り返されるとい点にあります。諸外国では、検察官による不服申立を禁止しているところもあり、我が国でも禁止されるべきです。

## 再審法改正に向けて

我が国では次々に再審開始決定、無罪判決が出されている一方で、本来救われるべき事件で再審が開始されないという問題があります。その大きな原因の一つが、現行再審法の不備にあります。

現在、全国的に再審法改正の機運が高まってきています。是非、再審事件の帰趨や再審法改正のニュースについて関心を持っていただきたいと思います。



# 所有者不明土地建物管理制度の 利用について

弁護士

東 尚吾

所有者不明土地の面積は九州の面積を超えとも言われます。所有者不明土地問題の解決のため、近年、民法改正等関連法律の整備など取り組みが行われています。民法改正後、令和5年4月1日に運用が開始された所有者不明土地建物管理人制度について、ご紹介します。

\* \*

所有者がわからない、所有者は特定できてもその所在がわからないという土地や建物について、必要があるときは、管理人の選任を裁判所に求めることができます。

例えば、隣地土地建物の所有者との間で、境界を確認したいとか、隣地土地建物の適切な管理や処分をもとめたい、という場合が考えられます。

\* \*

所有者不明土地建物管理人は各地方裁判所が選任します（家庭裁判所ではありません）。

例えば、家庭裁判所が選任する相続財産清算人や不在者財産管理人などは、その人の財産全般を管理、清算することを目的（「人単位」の管理といわれます）とするのに対して、所有者不明土地建物管理人は、管理の対象は土地や建物（「物単位」の管理といわれます）であり、管理業務に係る時間やコストは相対的に少なくなると考えられます。

その違いは、予納金額にも影響します。相続財産清算人や不在者財産管理人と同様、所有者不明土地建物管理人の選任を求める場合、裁判所が決める予納金を納めなければなりません。予納金は、想定される管理業務内容をも踏まえ、裁判所の裁量で決められるものですが、特定人の財産全般を管理、清算する場合に比べ、当該土地や建物のみ管理にかかる業務量は相対的に少なく、予納金額も、相対的に少なくなることが期待されます（もちろん、管理対象

となる土地や建物にどのような管理を求めるとかは、事案ごとに様々です）。

\* \*

また、選任を申し立てるにあたっては、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（民法264条の2第1項）と言えるか、調査を尽くす必要があります。それは登記簿の調査だけでなく、戸籍謄本等による相続人調査や住所調査なども実施することが必要です。所有者が法人の場合は、その本店や主たる事務所、また代表者の住所等の調査を行うことも考えられます。

\* \*

裁判所が管理人を選任した場合、その管理人が対象土地や建物を所有者に代わって管理することになります。例えば、空き家となっている建物があり、その建物を放置すれば近隣へ被害が発生しかねない状況にあり、また建物の老朽化がみられ、売却処分が最も所有者の利益にも適うといえる場合は、さっそく売却処分を行い、管理業務を終えます。その場合には比較的短期間で解決となる例もあります。

\* \*

空き家や所有者不明土地は身近な問題です。所有者不明土地建物管理人制度も、一つの処方箋として有効な制度となることが期待されています。

お困りの方は是非ご相談ください。



# 子どものために会うということⅢ

～愛着の糸を繋ぐために～

弁護士

藤原 智絵

## 子の利益とは何か

子どもを巡る紛争では、「子の利益」を保護し、充実させ、願わくば最大限の実現を図ることを目標としています。ただ、この抽象的な概念が、様々な家庭環境、個別の親子関係の中で、具体的に何を指すのか。この課題にいつも直面します。

「子の利益」を実生活に置き換えれば、「子どもが衣食住に困らないこと」、「子どもがやりたいことを実現できること」といった、物的環境や経済面での充実性が理解されやすいでしょう。実際、家庭裁判所の調査官調査ではまず、子の生活環境や当事者の経済条件を確認します。

しかし、度々、面会交流事件をはじめとする子の監護に関する事件に接し、思うこと。それは、子どもがいかに安心して生きられるか、子どもが求め、今後の人格的成長に必要とされるものは何かという、子の精神発達面で環境調整を、裁判所・当事者全員が「子の利益」として探求すべきではないかということです。

## 愛着を考える

子どもの精神発達の根底に、愛着の安定性が必要であることは、提唱されて久しいです。愛着は、一般的に「特定の人と結ぶ情緒的な絆」と定義されます。

人は自らの存在を肯定され、親や身近な人との情緒的な絆を作った上で、ようやく安心して他者との世界に関わることができます。この情緒的な絆の形成には、恐怖や不安から守られるという「安全基地機能」、その人という愛情を受け安心し癒やされるという「安心基地機能」、そして、安全・安心基地から離れて戻ることが可能となる「探索基地機能」が必要とされます<sup>1)</sup>。

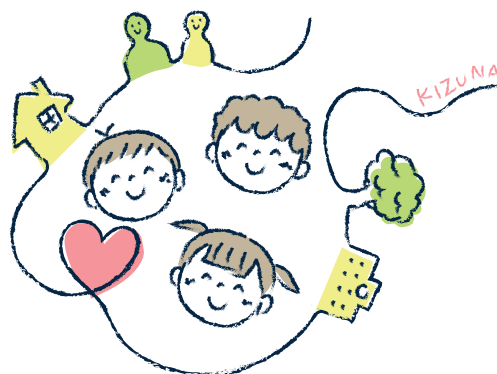
もちろん、DV事件など、子どもの安全基地機能が完全に破壊されるケースでは、「子の利益」として安全基地機能の確保を最優先とすることは当然です。しかし、実際の調停や審判、訴訟では、安全基地機能の有無が唯一の争点化とされることが多く、子どもの安心基地機能の確保と充実、そして、そこから離れても戻れることをフォローアップする探索基地機能の追及が見えにくくなっているように思います。

## 絆の糸を繋ぐことを目指して

今年5月成立の改正民法（家族法）766条の2では、家庭裁判所は、「子の利益のために特に必要があると認めるときは」、子と父母以外の親族との面会交流を認める旨の定めがされました。親同士の間で別居や離婚を通して、子どもが、片方の親や祖父母との様々な絆を失ったと感じ、存在を否定することも少なくありません。

面会交流では、確かに、葛藤を抱えた当事者間で調整が難しい局面が存在します。しかし、私は、面会交流が、当事者、代理人、裁判所といった複数の大人が智恵を絞り、子どもに、離れて暮らす親や親族との間で、絆の糸が確かに存在していることを示し、そして、糸を繋ぐ場になれたらと願ってやみません。そのために鍛錬と工夫を続けていきたいと思っています。

1) 米澤好史編著「愛着関係の発達の理論と支援」（金子書房）他



## はじめに

今回は、私が最近担当した、連鎖販売取引についての事件をご紹介します。

## 事案の概要

今回の事件の依頼者をAさん、相手方をBさんとします。

Aさんは、Bさんとの間で、次のような内容の契約を締結しました。

- (1) Bさんが販売するドリンクを最初に12セット（1セット3本入り、1本1ℓ入り）購入すること
- (2) 最初に12セット購入した3か月後から、1か月につき1セットのドリンクを継続して購入すること
- (3) Aさんが、ドリンクの新規購入者を相手方に紹介し、その新規購入者がBさんからドリンクを購入することになった場合、AさんはBさんから一定額の金銭を報酬として得られること
- (4) Aさんがこの契約を解除する場合、その時まで得た(3)の報酬を全額Bさんに返還し、さらに違約金を支払わなければならないこと

\* \* \*

毎月のドリンクの購入が経済的に負担となったAさんは、Bさんとの契約を解除したところ、Bさんから訴訟を起こされ、これまでにAさんが得た報酬の返還と違約金の支払いを求められました。



## 考え方

(2)で記載した契約において、Aさんは、Bさんから商品を購入し、さらに新規購入者をBさんに紹介してBさんから報酬を得ることになっています。そして、その新規購入者もさらに別の新規購入者をBさんに紹介するという構造になっています。

Bさんからドリンクを購入する人がピラミッド状に増えていく形になっており、このような契約は、「連鎖販売取引」に該当します。

この場合、BさんはAさんに対し、特定商取引法上要求される一定の事項が記載された書面（契約書面と呼ばれます）を交付しなければなりません。

Aさんは、この書面を交付されてから20日以内であれば、この契約を解除（クーリング・オフ）することができます。

今回Bさんは、Aさんに契約書面を交付していなかったため、Aさんはクーリング・オフの主張をすることができました。

しかし、最初Aさんは、ご自身で裁判を行い、クーリング・オフに気付くことができず、第一審では敗訴してしまいました。

その後、Aさんは当事務所に相談に来られたのですが、早急に控訴の準備をし、第二審ではクーリング・オフの主張を正確に行ったところ、こちらの主張が裁判所で認められました。

クーリング・オフの効果により、契約の効力が遡及的に消滅し、Bさんからの違約金等の請求の法的根拠が無くなったため、逆転勝訴することができました。

## 最後に

クーリング・オフ自体はご存じの方が多いと思いますが、ご自身で正確に主張することは意外と難しいです。このようなトラブルに遭われた方は、ぜひ早期に弁護士に相談してください。



# 最近気になるあれこれ…

弁護士

松田 七海

## 【電動キックボード編】

最近、電動キックボードのシェアリングサービスの利用されている方をよく見ます。ところで電動キックボードに乗っている方をみると「皆さんノーヘルやな…」「何の免許あれば乗れるん？」などなど疑問が湧いてきます。そこで電動キックボードについてちょっと調べてみることにしました。

### 電動キックボードについての 主な交通ルール

道路交通法の改正により電動キックボードは「原動機付自転車（原付）」と「特定小型原動機付自転車」という2種類に分類されることとなりました。原動機として定格出力が0.6kW以下の電動機が用いられている、長さ190cm・幅60cm以下かつ最高速度が時速20km以下等の要件を満たす電動キックボードが特定小型原動機付自転車に分類されます<sup>1)</sup>。これらの要件を満たしていなければ「原付」に分類されます。また、これらの要件を満たした上で公道を走るためには、道路運送車両法上の保安基準を全て満たしていること・自賠責保険に加入していること・標識(ナンバープレート)をつけていること、が必要となります。

さて、原付と特定小型原動機付自転車の主な交通ルールの違いは次の表にまとめたようなものとなります。

	原付	小型原動機付自転車
免許	必要	不要 (16歳未満は不可)
ヘルメット	義務	努力義務
走行場所	車道	車道・普通自転車専用通行帯など <sup>2)</sup>
ナンバープレート	必要	必要
自賠責保険加入	必要	必要
最高速度	30km/h	20km/h

なるほど、特定小型原動機付自転車に分類される電動キックボードであればヘルメ

ット着用は義務ではないですし、16歳以上であれば何も免許は要らないんですね！

しかし、電動キックボードは最高速度20km/hという速度で車道を走行しますし、転げる危険もあるのでヘルメット着用が望ましいです。また、もちろん飲酒運転は違法ですし、2人乗りも違法です。電動キックボードを使用する前に基本的な交通ルールは確認してどのような利用方法が違法なのか確認すべきでしょう。

### 終わりに

紙面の関係で交通事故の対応については記載ができませんでした…。電動キックボードの交通事故の過失割合の考え方がどうなるのか等、気になるところはまだまだありますが何より交通事故がないことが一番です。電動キックボードは便利ですが、交通事故が増えているのも事実です。利用される際は安全な利用を心掛けてくださいね。

※電動キックボードの走行についての詳細な交通ルールは警視庁HPを参照してください。また、シェアリングサービスを利用される際は利用規約やHPを確認してください。

1) 本文に挙げた要件以外にも「最高速度表示灯が備えられていること」等の要件があります。

2) 特定小型原動機付自転車のうち最高速度が6km/hの状態かつ最高速度表示灯が付いている電動キックボードは自転車が走行可能な歩道を限定的に走行できます。全ての歩道で走行ができるわけではないので注意してください。詳しくは警視庁HPを確認してください。





# 定額減税

税理士

山口 裕之

令和6年6月から行われている定額減税ですが、制度が決定された経緯・理由は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこと」とされました。

## 概要

定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下）である人です。居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。

## 定額減税の実施方法

扶養控除等申告書を提出している給与所得者については、その主たる給与の支払者のもとで、次により定額減税の控除が行われます。

- ①月次減税……令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与含む）に係る源泉徴収税額から控除し、控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除します。
- ②年調減税……年末調整の対象者で、かつ、令和6年中に支払の確定した給与等を基に、年末調整により計算した年調所得税額がある人は、その年調所得税額から年調減税額を控除します。

## 源泉徴収票・給与支払明細書への記載方法

- ①源泉徴収票への記載方法……給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、実際に控除した年調減税額を、「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」、年調減税額のうち、年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。
- ②給与支払明細書への記載方法……給与支払明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額（所得税）×××円」など、適宜の箇所に記載します。余白がない場合など、給与支払明細書に記載することが難しい場合は、別紙に「定額減税額（所得税）×××円」と記載しても差し支えありません。

## おわりに

制度や運用が複雑であるため事務負担が大きいとの声が上がる中、収入や家族構成によっては減税期間が長引くため、期待される減税の実感が得られにくい可能性もあります。





私は平成27年（2015年）1月に当事務所に入所以来約9年間、山口健一先生や中堅の先生方と一緒に仕事をして参りましたが、本年3月末をもって弁護士登録を抹消し当事務所を退所いたしました。

別に不祥事を起こしたわけでも、また健康を害したわけでもなく、それほど長くない残された人生を、自分のペースで過ごしたいと考えるに至った次第です。

当事務所では、多くの事件を担当させて頂きましたが、比較的多かったのが労使関係の紛争事案でしたので、その分野について、この事務所だよりでも既にご書いたことですが、重ねて申し上げます。私が最も痛感したことの一つは、労働条件が明示されていないために起こる紛争の多さです。労働契約書や雇用条件通知書、就業規則などが整備・周知されていれば、その紛争解決

のための労力と費用は節約できたはずで、もう一つ痛感したのは、労働条件（特に労働時間・残業）に関する法令の内容が十分理解されていないと思われるケースが今でも多数あることです。

当事務所では、これまで数多くの顧問先様の雇用契約書や就業規則の策定・チェック・改訂のほか、紛争予防のための労働条件の見直しを行って参りました。また労使双方の立場で、紛争の妥当な解決をめざして参りました。こうした業務は今後も一層充実させて頂きます。

最後に、皆様のご健勝をお祈りするとともに、当事務所への今後も変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。



▲5月。えんどう豆の手入れ。にんじん、じゃがいも、玉ねぎも



▲6月。きゅうりの手入れ。ピーマンやミニトマト、なすも

# 夏といえは

## 思い出の花火大会

弁護士 山口 健一

夏はなんといっても花火大会。まだ小学生の頃、遠くの街に上がる花火を近くの堤防にゴザを引いて眺めていました。花火が上がってから、花火の音が後で追いかけて聞こえるのがなんとも不思議でした。高校まで過ごした鹿児島県薩摩川内市を離れてからは、夏に帰省するたびに、打ち上げの会場の河川敷から真上に上がる花火を堪能しています。幼いころに見たはるかかなたに上がる花火も風情がありましたが、真上に上がる花火は、遠くから眺める花火と違い大迫力です。今でも、お盆には、田舎に帰って花火大会を楽しんでいます。



## スイカ

弁護士 山口 昌之

私が夏のフルーツの中で一番好きなのがスイカです。子どもの頃から夏と言えばスイカ、冷やしたスイカを食べるのが何よりの楽しみでした。

私は昔からスイカの種をよけずにそのまま食べます。スイカは一気に食べるからこそおいしいので、食べるたびにちょっとずつ種をよける作業がどうしても無駄に思えていました。スイカの種を食べると虫垂炎になるとか、体の中から芽が出るとかいう迷信があるようですが、食べても全く問題ないようです。これからも、種を気にせず食べ続けます。



## 三輪そうめん

弁護士 東 尚吾

播州、小豆島と併せて三大そうめん、島原、半田も併せて五大そうめんとも呼ぶそうですが、その中でも奈良の三輪そうめんが歴史的に最も古いのだそうです。毎年、奈良に住むきょうだいから三輪そうめんが届きます。ささっと湯がいて冷やし、つゆにショウガやミョウガを加え、無類のそ

うめん好きはついつい1人で4束をスルスルッと一気に食べてしまいます。最近はランクを変えて、より量を重視して送ってくれるようになりました。ありがたいものです。



## 着る異国

弁護士 藤原 智絵

若竹色と紺碧に重なる白群、牡丹色に紅で線を描き、装飾に小さなミラーが添えられる。和色名がこれほど当てはまる彩色はないのに、この国にはない鮮やかなデザイン。熱気がはい上がるこの季節、私はいつもインド綿を着ています。

25年以上通い詰めた地元のお店。入口をくぐれば、敷き詰められた雑貨と服飾品で別世界でした。それが「道路には勝てへんわ」との店主のぼやきとともに、土地収用で閉店に。タンスに大事に並べた服たちに、すり切れるまでよろしくと、そっと声をかける夏です。



四十路を過ぎても着ますとも

## アイス

弁護士 藤澤 諒祐

夏といえば、アイスです。

アイスは乳成分の含有量によって、①アイスクリーム、②アイスミルク、③ラクトアイス、④氷菓の4種類に分けられるようです。

そんな細かい違いはいつでも良いのですが、アイスには様々な種類があります。

気分によって食べたいアイスは変わりますが、私は基本的にはさっぱりしたシャーベットが好きです。ちなみにシャーベットは氷菓に含まれるようです。

この夏も色んなアイス（特にシャーベット）を食べたいと思います。



## 結局手軽なのが一番

弁護士 松田 七海

熱湯でしっかり茹でた塩のきいたソラマメ・エンドウマメ・トウモロコシ!! 緑と黄色がツヤツヤしてます。花火大会の日は実家の花火が見える部屋にこのメニューを持ち込んで、花火を眺めながら家族で食べていました。今やでっかいマンショ

ンが近隣に建ったため、その部屋からは花火の端っこしか見えないのですが…夏になるとそんなことを思い出してこれらが無性に食べたくなくなってしまい、毎年よく食べています。ビールにも合うし。作るの楽し。 (作るというか茹でるだけやん！)



## 辛いもの

税理士 山口 裕之

夏に辛いものを食べることで、様々な効果があると聞きました。暑いときは食欲が減退することがありますが、辛いものは味覚に刺激を与え、食欲を増進させる効果があり、また、辛いものに含まれる成分には血液を循環させる効果があるため血行が良くなり、新陳代謝が促進されるとのこと。辛いもの+ビールが定番と思いきや、辛いもの+日本酒も相性が良いようですので一度試してみようと思います。



## 風鈴

事務局 澤田 智子

夏といえば、風鈴の音色です。風に揺れて風鈴の音が鳴る。その音を耳にすると、不思議と涼を感じ、心が安らぎます。我が家には、きつねの風鈴があります。これは、長男が小学2年生の時、学校の図工で作ったものです。独特な顔をしたきつねですが、黄色が上手く塗れたと言って帰ってきた時の満足げな顔が思い出されます。2年生になった長女も今、学校で風鈴を作成中なので、今年の夏は、ふたつの風鈴が奏でる音に癒やされ、暑い夏を元気に過ごしたいです。



## マリンスポーツ

事務局 北野佳名子

今まで、海で楽しむスポーツで、体験したことがあるのは、シュノーケリング、ボディボード、パラセーリング、バナナボート、スキューバダイビングなどいっぱいあります。でも、SUP、サーフィン、ウェイクボードなど、経験



したことがないマリンスポーツも、まだまだ、たくさんあるので、国内外関係なく、いろんなところに旅行へ行って、暑い夏を、たっぷり満喫したいと思います。

## ハンディファン

事務局 宮嶋 暁子

通勤カバンに必ず入っているものはいくつかありますが、その中でもここ数年、夏の必需品といえばハンディファンです。

つまり手で持てる小型の扇風機のことです。駅の近くに借りた駐車場に車を止め、必死の形相で早歩きして電車に飛び乗ったとき……額から頬からあふれ出る汗をとめるにはこれ以上のものはありません。風情のある扇子をつかいたところではありますが、結局、煽ぐ手間が省けるこちらを選んでしまうのです。



愛用品です

## セミ

事務局 岡山 幸代

甥っ子が小さい頃、セミ捕りが大好きでした。寝起きでも、セミの鳴き声が聞こえてくると、虫捕り網と虫かごを持って外へ飛び出していました。ある日、捕まえたセミを一匹ずつ横一列に並べて、よーい、どん！で飛ばしたかったのですが、並べられたセミが大人しくじっとしているわけもなく、方々に飛び立つセミを見て、あーっ、もう！と悔しがる甥っ子。夏になると家族の誰かが思い出し、何度も同じ話をしているのに笑ってしまう懐かしいエピソードです。



## mojitoでしゅわしゅわ

事務局 富田 宏史



丹波のブルーベリー農苑に今シーズンも、生の果実の甘酸っぱさも手が止まりませんが、ちょっと熟を通して甘みを引き出したコンフィチュールをどっさり乗っけるのも良さ。……どっさりです。

暑い季節にピッタリな mojito (モヒート)。爽やかなミントの香り、ライムの酸味、ラムのkokと甘みが魅力です。ミントをなるべくたくさん入れたいので自作するのがお気に入り。ホワイトではなくゴールドラムのほうが味わいに深みがあって好みます。スッと飲めて清々しく、しゅわしゅわできます。

## 夏の新しい楽しみ 事務局 八重垣有夏里

根っからのインドアの私は夏は特に引きこもってしまいますが、去年は「今年こそは夏らしいことがしたい」と思い、屋台の出るビアガーデンに行きました。夕方の少し涼しくなった中で屋台の心躍る雰囲気の中、友人と飲むお酒は普段以上にとても美味しく感じました。暑い外で飲むのは嫌だなと避けていましたが、充実した時間を過ごせました。夏の暑さに負けて、外出を控えることが増えていましたが、この夏は積極的に夏らしいことを楽しみたいと思っています。



綿あめとひいおばあちゃんを思い出し懐かしい気持ちになります。

今年は娘と夏祭りに行つて綿あめを買ってあげたいなと思います。

かき氷活動は続けているので写真は新たに食べたかき氷セレクトにします。



## かき氷と綿あめ 事務局 尾西 美紀

私の夏といえばかき氷！（夏でなくとも）なのですが、毎回このネタではダメかなと思いますので別の夏にします。

夏といえば…夏になると私は綿あめを思い出します。夏祭りの時、ひいおばあちゃんが必ず綿あめを買ってくれました。町の掲示板に夏祭りのお知らせが張り出されると、毎年買ってくれていた

## 打ち上げ花火 事務局 奥井ゆかり

地元で長く続く花火大会があり、ほぼ毎年、どこかで見てきたと思います。

変わり種はなくとも、一度にたくさん上がるのが魅力です。近くで見ると、上空から開いた花火が次々と自分に迫ってくるようで、思わずのけ反ってしまいます。

フィナーレのスターマインは年によって色が違い、翌日、今年はどうだった、と感想を言い合うまでが恒例になっていました。



今はコロナ禍の影響で開催されていませんが、私にとって夏本番を迎えるためには欠かせないのだな、と感じています。

## 編集後記

ベテラン弁護士が退所し、空席になったスペースを見る度に寂しさを感じる日々ですが、これからもみなさまのお力になれるよう所員一同努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これからも暑い日が続きますので、みなさまご自愛ください。

【岡山 幸代】



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩3分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て、北側に徒歩4分
- 阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ

## 〈業務時間のごあんない〉

月～金曜日 9:00～18:00

※弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

【休日】土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

## 〈夏季休業〉

● 8月13日(火)～15日(木)

最近宛先不明で、事務所に返送される事務所日よりあります。もしご希望があれば、引き続きお送りいたしますので、ご転居の際には、お電話かEメールで事務所にご連絡いただければ幸いです。

TEL：法律部門 06-6361-3234

税務部門 06-6361-3224

FAX：法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>